

令和7年度

中学校施設整備事業

松賀中学校増築及び改修設計業務

仕様書

履 行 場 所 東広島市西条町御菌宇



1/2500

0 100m

特 約 事 項

1 債務負担行為に係る契約の特則

- (1) 業務委託契約約款（以下「約款」という。）において、各会計年度における業務委託料の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和7年度 15,300,000円

令和8年度 残額

- (2) 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年度 15,300,000円

令和8年度 残額

- (3) 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

2 債務負担行為に係る契約の前払金の特則

- (1) 約款第33条及び約款第34条の規定の適用について、約款第33条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の履行期限（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び約款第34条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」とする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、当該契約においては、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払うこととし、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。

3 債務負担行為に係る契約の部分引渡しに係る業務委託料の特則

- (1) 各会計年度において、部分引渡しに係る業務委託料を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和7年度 契約約款36条第2項に規定する受注者の承諾があった場合につき1回

令和8年度 契約約款36条第2項に規定する受注者の承諾があった場合につき1回

設計業務委託特記仕様書

1. 業務名称

令和 7 年度 中学校施設整備事業
松賀中学校増築及び改修設計業務

2. 履行場所

東広島市 西条町御蔭宇

3. 技術者

次の資格を有する管理技術者及び担当技術者を定めること。

(1) 管理技術者

- 管理技術者の資格要件は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士（以下「一級建築士」という）で資格取得後、建築設計に関し実務経験8年以上有する者とする。

(2) 担当技術者

- 担当技術者（意匠）の資格要件は、一級建築士で資格取得後、建築設計に関し実務経験3年以上有する者とする。
- 担当技術者（構造）の資格要件は、次のいずれかの資格を有する者とする。
 - 建築構造士（（一社）日本建築構造技術者協会による資格認定）
 - 建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士
- 担当技術者（設備）の資格要件は、次のいずれかの資格を有する者とする。
 - 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）による建築設備士
 - 建築士法（昭和25年法律第202号）による設備設計一級建築士
 - 設備設計に関し実務経験9年以上有する者

(3) その他

- 管理技術者及び担当技術者（意匠）（構造）は、受注者と直接雇用関係のある者とする。
- 担当技術者（意匠）（構造）は、要件を満たす場合、兼ねることができる。
- 管理技術者及び担当技術者（意匠）（構造）（設備）は、要件を満たす場合であっても、兼ねることができない。

4. 建物概要

(1) 敷地概要

敷地面積: 41,296.62㎡
用途地域: 市街化調整区域
防火指定: 法22条区域

(2) 建物概要

用途: 中学校（平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第七号 第1類）

【増築建物】

増築校舎棟 4階建 延床面積1,200㎡程度 構造未定
（耐震安全性の分類: 構造体 II類、建築非構造部材 A類、建築設備 乙類）
倉庫1 平屋建 延床面積10㎡程度 構造未定
倉庫2 平屋建 延床面積10㎡程度 構造未定
倉庫3 平屋建 延床面積15㎡程度 構造未定

【改修建物】

校舎棟 鉄筋コンクリート造 4階建 延床面積A=5,093.99㎡ 昭和60年竣工（令和5年一部増築）

【既存建物】

校舎棟 鉄筋コンクリート造 4階建 延床面積A=5,093.99㎡ 昭和60年竣工（令和5年一部増築）
更衣室 鉄筋コンクリート造 平屋建 延床面積A=60.00㎡ 昭和59年竣工
倉庫 鉄骨造 平屋建 延床面積A=78.00㎡ 昭和60年竣工
自転車置場 鉄骨造 平屋建 延床面積A=25.72㎡ 昭和60年竣工
自転車置場 鉄骨造 平屋建 延床面積A=33.92㎡ 昭和60年竣工
自転車置場 鉄骨造 平屋建 延床面積A=25.72㎡ 昭和60年竣工
自転車置場 鉄骨造 平屋建 延床面積A=11.35㎡ 昭和60年竣工
自転車置場 鉄骨造 平屋建 延床面積A=33.26㎡ 昭和60年竣工
自転車置場 鉄骨造 平屋建 延床面積A=22.80㎡ 昭和60年竣工
自転車置場 鉄骨造 平屋建 延床面積A=32.52㎡ 昭和60年竣工
プロパン庫・灯油庫 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建 延床面積A=15.83㎡ 昭和60年竣工
屋内運動場 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建 延床面積A=1,108.89㎡ 昭和60年竣工
プラットフォーム 鉄骨造 平屋建 延床面積A=23.29㎡
仮設校舎 S造 2階建 延床面積: 699㎡ 令和7年竣工予定

【10㎡未満建物】計3棟

5. 業務内容

(1) 校舎棟の増築に係る設計

- ・必要諸室（普通教室8教室、トイレ、倉庫）及び諸室への経路にかかる増築計画
- ・地質調査（機械ボーリング 標準貫入試験 13m×5か所）
- ・土砂災害警戒区域内外の確認と必要な対応の検討
- ・増築校舎棟と既存校舎棟を接続する部分他、既設耐力壁を一部撤去する場合、これに必要な構造の安全性の確認

(2) 既存校舎棟の一部改修に係る設計

- ・1階配膳室、事務センター間の間仕切り壁の位置変更に伴う改修
- ・1階配膳室内のバスター撤去に伴う改修
- ・更衣室の改修（1階事務センター内からの移設）

（ただし、生徒数増加に伴う昇降口、職員室の増築・改修は不要なため含まない）

- ・アスベスト含有分析調査（4検体についてJIS A 1481-1による定性分析を行う）

(3) その他の建築物の改修に係る設計

- ・校舎増築に伴う既存建築物（改修建物含む）の法適合設計（必要な場合のみ）

(4) (1)～(3)に伴う外構設計

- ・工事完成後を想定した門、フェンス、建物周囲の構内舗装等に係る設計

(5) (1)～(4)に伴う電気・機械設備設計

- ・水道、電気、ガス管等のライフライン及び雨水排水の改修設計ほか

(1) 実施設計

① 一般業務

- | | |
|--------------------------|---------|
| ☐ | 建築設計 |
| ☐ | 電気設備設計 |
| ☐ | 機械設備設計 |
| ☐ | 概算工事費算出 |

② 追加業務

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ☐ | 積算 |
| ☐ | 概略工事工程表作成 |
| ☐ | 地質調査 |
| ☐ | アスベスト調査 |
| ☐ | 敷地測量（レベル管理） |

(2) 手続き

① 手続き業務

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ☐ | 計画通知手続き |
| ☐ | 構造計算適合性判定手続き |
| ☐ | 建築物省エネ法手続き |
| ☐ | バリアフリー法手続き |
| ☐ | 官公署諸手続き |
| ☐ | 消防法手続き |

※ 官公署諸手続きについては、必要な場合のみ事前協議等遅滞なく行い、書類の訂正・疑義事項・不備等についての対応を行うこと。

※ 構造計算適合性判定手数料（申請料）は別途とする。

※ 計画通知書等手続き書類の作成は、一般業務に含む。

※ 確認済証、構造適合性判定通知書、建築物省エネ法適合性判定通知書又は届出書及び官公署書類について、すべての審査等が完了（指摘事項の修正等が完了）した上で各機関が済証等の交付手続きに要する事務期間は業務内とする。

6. 設計基本コンセプト

- 経済性、施工性、維持管理の容易性、機能性、耐久性及び工事費等を考慮の上、最も効果的な改修計画（工法・対策）を立案すること。
- 施設を運営しながらの工事となるため、動線計画・騒音・振動対策に配慮し、工程計画及び十分な安全対策が確保できる仮設計画を立案すること。
- 既存建築物における既存不適格事項の把握などの建築基準法・消防法等の関係法令への抵触事項を報告し、改善が必要な場合は遡及検討するとともに、改修計画を立案すること。

7. 共通事項

- (1) 本特記仕様書（以下「特記仕様書」という）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（最終改定 令和6年3月26日付、国営整第213号）」による。
- (2) 設計は、関係法令の規程や諸基準を遵守すること。
- (3) 工事場所の気象条件、周辺環境を考慮し、設計を行うこと。
- (4) 設計に先立ち、現地調査等を入念に行うこと。
- (5) 建物形状、仕様、構造、工法については多面的に検討し、建設コスト及び維持管理コストの削減に努めること。
- (6) 設計に際しては、調査職員（又は関係部局）と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図ること。
- (7) 設計図書を作成は、別紙「委託範囲及び設計書作成要領」によることとし、原則として特定の製品製造所名は記載してはならない。
- (8) 工事費内訳書の作成は、公共建築工事内訳書標準書式「建築工事編」「設備工事編」（最終改定 令和5年3月29日付、国営積第8号）、広島県公共建築工事積算基準（令和5年改定）、広島県公共建築工事共通費積算基準（令和6年改定）、広島県公共建築工事積算基準等資料（令和6年改定）によること。ただし、調査職員より指示があった場合はこの限りではない。
- (9) 工事費内訳書の単価は、原則建設物価・積算資料等の刊行物の平均値を採用すること。なお、採用する刊行物の発行月は調査職員に確認し決定すること。
- (10) 工事費内訳書の単価を見積とする場合は、3社以上に見積を取り、合計見積額が最低となる1社を採用すること。なお、見積依頼をする前には見積依頼先名簿届を提出し承諾を得ること。（単価見積は採用しないこと）
- (11) 業務を履行する上で、設計の一部に対し第三者の協力を得る場合（積算業務、地質調査業務等）には、あらかじめ委任（下請負）承認願を提出し承諾を得ること。

- (1 2) 改修工法は、「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」を参考に、施設の利用状況を考慮し選定すること。
- (1 3) 建築と電気・機械との設計内容の調整及び確認を行うこと。
- (1 4) 業務着手にあたり、業務実施工程表及び業務実施計画書を提出し、調査職員の承諾を得ること。
- (1 5) 概算工事費は、社会情勢等を十分に考慮し、算出すること。
- (1 6) 「労働安全衛生法施行令」に規定されている石綿等（アスベスト含有建材等）については、その有無、種類及び数量を入念に調査すること。石綿等が使用されている場合、又は疑わしい材料が使用されている場合は、使用部位、材料名、数量、厚さ等を調査し、定性分析後定量分析を行うこと。また、アスベスト含有建材使用撤去物として仕上表に明記し、工事費概算に反映すること。
- (1 7) 業務実施工程表作成にあたっては、計画通知提出から取得時期（適判含む）までに要する期間及び市の検討期間を十分に考慮し、履行期間内に業務を完了させるように、検討すること。また、各検討期間に時間を要した場合は、適宜実施工程表を見直し、増員等で対応すること。
- (1 8) 設計に先立ち、改修建物、既存設備及び敷地内の工作物等の現地調査を十分に行い、既存図との整合確認を行うこと。また、現地調査については、事前に学校施設管理者及び調査職員と協議した上で、施設運営に支障のないよう行うこと。
- (1 9) 見積書は紙（FAX含む）又は電磁的記録などいずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可とする。（担当者印の代替えとしての直筆署名も不要）
- (2 0) 改修工事の場合は(18)に基づき必ず改修前後を対比した図面を作成すること。
- (2 1) その他、調査職員の指示により、業務遂行に必要な資料収集、提案を行うこと。
- (2 2) 現地の既存配管・配線（埋設配管含む）の配置、高さ、深さ、種別等の現地調査を行うこと

8. 個別事項

- (1) 補助事業等の概要については、「公立学校施設整備事務ハンドブック(公立学校施設法令研究会編著 第一法規)最新版」を参照すること。
- (2) 文部科学省による補助事業として必要な設計図書等を調査職員の指示により作成すること。
- (3) 増築校舎と既存校舎は接続し、屋内で行き来できるように計画すること。既存校舎の壁を撤去する方法、撤去しない方法の2案を作成し、令和8年1月16日までに発注者の承諾を得ること。
- (4) 増築する校舎棟の構造は未定であり、本特記仕様書記載の諸条件を踏まえ、本業務において検討の上、決定するものとする。
- (5) 増築校舎は、平面・立面計画（外観パースを含む）を複数案提案すること。プラン決定後は、増築校舎及び既存校舎改修の実設計着手に当たり、設計概要書（実設計着手に必要な内容をまとめた資料）を作成すること。その中で、設備設計については、敷地内全体を調査し、増築校舎及び改修部分が健全に機能するように調査を行うこと。改修が必要と判断された箇所は、適切な改修方法を提案し改修すること。
- (6) 既存校舎棟の空調設備の大半は、PFI事業及びリース事業の2事業で整備されており、屋内外にキュービクル・機器・配管類がそれぞれ存在する。については、本工事において当該設備の一時撤去・復旧が必要な場合は、その範囲を検討及び作図し両事業の区分別を提示すること。また、移設が必要と判断された場合は、移設を実施する1年前までに両事業者に通知が必要なため、移設の要否を検討し協議すること。ただし、移設の可否は両事業者と協議の上、決定するものとする。
- (7) 設計業務内で、増築プラン基本方針決定及び実設計に係る調査職員指示の項目については、検討項目を定め、比較検討資料を作成し設計を進めること。
- (8) 現地調査を入念に行い現地と既存図が整合しているかの確認を行い、設計図書を作成すること。
- (9) 増築校舎棟の省エネについては「ZEB Ready」相当の仕様を求めるため、省エネの計算結果を提出し、設計に反映すること。
- (1 0) 水道、電気、ガス等のライフラインの盛替え・更新や基礎等の埋設部分について、既存図面で判断できない場合は、必要に応じて掘削等を行い、確認を行うこと。
- (1 1) アスベスト調査については、試験体の採取前に図面及び現地にてアスベスト含有の可能性のある部分についての報告を行うこと。現地調査にて、追加調査が必要な箇所が判明した場合は、事前に協議を行うこと。
- (1 2) 敷地測量データがないため、工事に影響のない構造物又は工作物等にKBMを設定しレベル管理を行うこと。なお、レベル測定は一般業務に含むものとする。
- (1 3) 5. 業務内容（3）の既存建築物とは増築建物及び学校敷地内に存在するすべての建築物である。
（例 屋内運動場、延床面積10㎡以内の建築物（飼育小屋、屋外倉庫）など）
- (1 4) 工事期間中の停電・断水等による、学校運営への影響を最小限に抑えることのできる改修等計画及び工程計画を立案すること。
- (1 5) 設計業務内で、調査職員指示の項目については、検討項目を定め、比較検討資料を作成し設計を進めること。
- (1 6) 増築建物に太陽光パネル設置検討及び設計を行うこと。
- (1 7) 近年補助事業で工事したEV、便所改修部または空調設備等は、改修できないため留意すること。

9. 提示図書

	形態	ファイル形式
(1) 東広島市立松賀中学校校舎新築工事	マイクロデータ	tif
(2) 昭和58年度 東広島市立松賀中学校校舎新築工事（機械設備） 竣工図	製本	
(3) 昭和59年度 東広島市立松賀中学校校舎新築工事（汚水処理設備） 竣工図書	製本	
(4) 東広島市立松賀中学校校舎新築工事 構造計算書1	製本	
(5) 東広島市立松賀中学校校舎新築工事 構造計算書2	製本	
(6) 東広島市立松賀中学校校舎新築工事 構造計算書	製本	
(7) 平成10年度 西条・松賀中学校改修工事 竣工図	製本	
(8) 平成13年度 松賀中学校コンピューター室等改修工事（電気） 竣工図	CADデータ	JWW
(9) 平成13年度 松賀中学校渡り廊下段差解消他工事 竣工図	製本	
(10) 平成14年度 中学校校内ラン整備工事（向陽中・松賀中） 竣工図	製本	
(11) 平成15年度 松賀中学校リフト改修工事 完成図	製本	
(12) 平成20年度 小中学校配膳室改修工事設計業務 構造計算書	A4ファイル	
(13) 平成21年度 中学校施設改修事業 松賀中学校配膳室改修工事 竣工図	CADデータ	JWW
(14) 令和4年度 中学校施設整備事業 松賀中学校EV棟増築及び便所改修工事（建築） 竣工図	製本	
(15) 令和4年度 中学校施設整備事業 松賀中学校EV棟増築及び便所改修工事（設備） 竣工図・施工図	製本	
(16) 松賀中学校エレベーター棟増築工事【計画通知書 他】	A4ファイル	
(17) 松賀中学校エレベーター棟増築工事 計画通知書（昇降機）	A4ファイル	

10. 提出図書

【成果品】

☐	設計概要書 (実施設計着手に必要な内容をまとめた資料)	2 部	
☐	実施設計図書 ● 実施設計図面（CADデータ、原図PDFデータ） ● 実施設計説明書 ● 内訳書ファイルデータ（RIBCデータ） ● 工事費内訳明細書（金入り） ● 数量計算書 ● 数量拾い図（必要な場合のみ） ● 見積依頼先名簿（提出分の写し） ● 見積比較表（本市指定様式） ● 見積書 ● 刊行物比較表（任意様式） ● 刊行物写し ● 打合せ簿（提出分副本の写し） ● 概算工事費内訳書（提出分の写し） ● その他調査職員が指示するもの(省エネの計算書、アスベストの机上調査及び分析調査報告書など)	1 部	※パイプ式ファイルで提出すること ※CD-Rにて提出すること ※必要に応じて ※CD-Rにて提出すること ※A4、2UPで印刷すること ※紙、CD-Rにて提出すること ※読み取れる図面サイズとすること ※内訳書と順序を揃えること ※紙、CD-Rにて提出すること ※紙、CD-Rにて提出すること ※採用単価をマーキングすること
☐	構造計算書	必要部数	※協議記録等は打合せ簿で提出すること
☐	設備容量等計算書	1 部	
☐	官公署手続き書類	必要部数	※協議記録等は打合せ簿で提出すること
☐	実施設計原図（普通紙）	1 部	※サイズは設計書作成要領による
☐	見開きA3版製本	5 部	
☐	A3綴じ込み折り	3 部	※穴はあけずクリップ留で提出すること
☐	A3平綴じ	2 部	※穴はあけずクリップ留で提出すること
☐	各種報告書 (アスベスト等の調査等職員が指示するもの)	必要部数	※協議記録等は打合せ簿で提出すること

【事務書類】

☐	管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書	1	部
☐	業務実施工程表	2	部 ※正副
☐	業務実施計画書	2	部 ※正副
☐	業務履行報告書	1	部 ※毎月月初めに提出すること
☐	業務打合せ簿	2	部 ※正副
☐	貸与品借用（返納）書	1	部
☐	委任（下請負）承認願	1	部 ※必要に応じて
☐	見積依頼先名簿届	1	部 ※見積依頼を行う前までに提出すること
☐	業務完了通知書	1	部
☐	引渡書	1	部 ※業務完了検査結果通知書の発行後提出
☐	その他調査職員が指示するもの	必要部数	

※ 実施設計図書について、1つのパイプ式ファイルに収まらない場合は、分冊すること。

※ 実施設計図書は、インデックス等を使用し、わかりやすく整理すること。

※ CD-Rは、パイプ式ファイルに収納できること。（CDケースをパイプ式ファイルと別にしないこと）

※ 原図への設計者押印は不要とする。

※ 見開きA3版製本、A3綴じ込み折り及びA3平綴じについて提出する場合は検査日までに各1部ずつ提出し、工事発注前後に調査職員より連絡があり次第残り部数を納品すること。

11. 設計基準

【建築設計】

- 建築工事設計図書作成基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築構造設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築鉄骨設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築改修設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
（編集 国土交通省、発行 人にやさしい建築・住宅推進協議会国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）

【建築積算】

- 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事積算基準の解説／建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事の積算マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 広島県営繕工事内訳書作成要領（建築工事編）（最新版）
- 東広島市営繕工事内訳書作成要領（最新版）

【設備設計】

- 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例
- 東広島市水道事業における給水装置等の設計施工事務取扱要綱（広島県水道広域連合企業団）
- 東広島市公共下水道条例
- 東広島市公共下水道排水設備要綱（東広島市）

【設備積算】

- 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築工事積算基準の解説／建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 建築設備数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 公共建築改修工事の積算マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- 広島県営繕工事内訳書作成要領（建築工事編）（最新版）
- 東広島市営繕工事内訳書作成要領（最新版）

【地質調査】

- 敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）

12. その他

- （１） 各提出資料の書式等については、調査職員と協議すること。
- （２） 工事費内訳明細書（金入り）は、（財）建築コスト管理システム研究所の内訳書作成システムによる内訳書ファイルにより提出すること。
- （３） 設計図は原則ＣＡＤで作成し、データを提出のこと。
 - ① 成果品として提出するファイル形式は、原則としてＪＷ－ＷＩＮ（最新版）とする。
 - ② ＪＷ－ＷＩＮ以外の場合とするときは、ＪＷ－ＣＡＤ形式若しくはＤＸＦ形式にて提出してもよい。ただし、ＪＷ－ＷＩＮにてデータが完全に互換できなければならないものとする。
 - ③ データ納入の際には、必ずその時点での最新パターンを利用したウィルスチェックをすること。
 - ④ 設計図データは全て縮小率を記入すること。
 - ⑤ 既存図面の活用化については、調査職員と協議を行うこと。
 - ⑥ 環境設定ファイルを同封すること。
- （４） 設計原図をＰＤＦデータ化する場合の解像度は指定しないが、解読不能や文字化けなどの不良がないこと。

委託範囲及び設計書作成要領（建築工事）

基本設計	設計資料	調査研究企画報告書	
		関連技術資料書	
		各種法令手続きのための技術資料の作成	
	設計図書	総合	○ 比較検討説明書
			○ 仕様計画概要書
			仮設工程表
			面積及び求積表
			敷地案内図
			○ 配置計画図
			○ 平面（各面）及び動線計画図
			断面計画図
			立面計画図
			矩計図（主要部詳細図）
		構造	○ 構造計画概要書及び仕様概要書
			○ 構造計画書
	積算		○ 工事費概算書
			○ 工事日程計画書
実施設計	仕様書		○ 共通仕様書 仕様書の指定及び一般的事項
			○ 特記仕様書 特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項
			○ 手続き
	総合	一般図	○ 工事概要 工事名称、工事場所、建物規模、工事範囲の明記
			○ 面積表
			○ 仕上表
			○ 敷地案内図
			○ 仮設計画図 1/250・1/500
			○ 配置図 1/250・1/500

実施設計	総合	一般図	○ 平面図 1/100・1/200	
			○ 立面図 1/100・1/200	
			○ 断面図 1/50・1/100	必要な場合
			○ 各伏図 1/100・1/200	必要な場合
			○ 建具位置図 1/100・1/200	小規模建物は、平面図に併記してよい。
			○ 建具表 1/50・1/100	記入順序は、積算要領による。
			○ 外構図	必要な場合
			○ 日影図	
	詳細図		○ 矩計図 1/30・1/50	
			○ 展開図 1/30・1/50	詳細図と兼ねてよい
			○ 平面詳細図 1/30・1/50	下階から上に追う
			○ 部分詳細図 1/30・1/50	
	構造	構造図	○ 基礎伏図 1/100・1/200	
			○ 杭伏図 1/100・1/200	基礎伏図に併記してよい。
			○ 各階構造伏図 1/100・1/200	
			○ 柱リスト 1/30・1/50	
			○ 梁リスト 1/30・1/50	
			○ 架構図 1/30・1/50	必要な場合
			○ 床版リスト、配筋図 1/30・1/50	必要な場合
			○ 階段、壁リスト 1/30・1/50	必要な場合
			○ 雑配筋図 1/30・1/50	必要な場合
			○ 敷地調査図	
	積算	計算書	○ 構造計算書	
	積算		○ 総合	

実施設計	積算	○	構造	官公署諸手続き（確認申請、消防設備計画書）等に伴う建築士のチェック及び押印を含む。
	設備との調整	○	電気設備	
		○	機械設備	
備考				
	1	改修前後を対比した図面を作成すること。		
	2	建築、電気設備、機械設備との工事区分を明確に表現すること。		
	3	現地状況を考慮した仮設計画図・概略工事工程表を作成すること。		
	4	設計図の作成は、おおむね上表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してよい。		
	5	この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、適宜補正してかまわない。		
	6	図面の大きさは、A 2 版を標準とする。		
	7	各図面の縮尺については、記載縮尺を標準とする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて適宜補正してかまわない。		
	8			
	9			
10				

委託範囲及び設計書作成要領（電気設備工事）

基本設計	積算資料	調査研究企画報告書	
		関連技術資料書	
		各種法令手続きのための技術資料の作成	
	設計図書	○ 改修計画説明書	
		○ 電気設備計画概要書	
		○ 仕様概要書	
		各種技術資料	
		○ 工事費概算書	
		○ 工事日程計画書	
実施設計	仕様書	○ 共通仕様書	仕様書の指定及び一般的事項
		○ 特記仕様書	特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項
		○ 手続き	
	設計図	○ 工事概要	
		○ 敷地案内図	・既設 ・改修 ・新設
		○ 配置図	
		○ 受変電設備図	・既設 ・改修 ・新設(必要な場合)
		自家発電設備図	1/100・1/200 ・ディーゼル ・ガスタービン
		結線図、機器配置図、仕様	1/30・1/50 ・運転時間 H
		○ 蓄電池設備図	1/100・1/200 ・非常用 ・受変電用 ・弱電用
		○ 幹線系統図	〃
		○ 電灯設備配置図	〃
		○ 照明器具姿図	〃 ・国土交通省仕様による。
		○ 分電盤回路図、姿図	〃
		○ 動力設備配線図	〃
		○ 制御盤、操作盤回路図、姿図	〃
		○ 電話設備	〃 ・交換機 ・電話機
		○ 警備設備	〃
		○ 火災報知設備	〃 ・既設 ・改修 ・新設
		○ 防犯設備	〃 ・機器設置 ・空配管

実施設計	設計図	☐ TV共同受信設備	〃	・一般	・BS	・CS	・ITV
		☐ 電気時計設備	〃	・電気式	・10年電池式		
		☐ 拡声設備	〃	・非常用	・全館	・個別	
		☐ 出退表示設備	〃				
		☐ インターホン設備	〃				
		☐ 構内情報通信網設備	〃				
		☐ 中央監視設備	〃				
		☐ 避雷針設備	〃				
		☐ 構内外灯	〃				
	計算	☐	設計計算				
☐ 受電			☐ 電圧降下	☐ 照度	☐ その他		
積算		☐	積算明細書の作成				
	数量算出書						
その他	☐	電波障害調査（概算費用を含む）					
備考							
	1	改修前後を対比した図面を作成すること。					
	2	建築、電気設備、機械設備との工事区分を明確に表現すること。					
	3	現地状況を考慮した仮設計画図・概略工事工程表を作成すること。					
	4	設計図の作成は、おおむね上表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してよい。					
	5	この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、適宜補正してかまわない。					
	6	図面の大きさは、A 2 版を標準とする。					
	7	各図面の縮尺については、記載縮尺を標準とする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて適宜補正してかまわない。					

委託範囲及び設計書作成要領（機械設備工事）

基本設計	積算資料	調査研究企画報告書	
		関連技術資料書	
		各種法令手続きのための技術資料の作成	
	設計図書	○ 改修計画説明書	
		○ 給排水衛生設備計画概要書	
		○ 空調換気設備計画概要書	
		○ 仕様概要書	
		各種技術資料	
		○ 工事費概算書	
		○ 工事日程計画書	
実施設計	仕様書	○ 共通仕様書	仕様書の指定及び一般的事項
		○ 特記仕様書	特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項
		○ 手続き	
	設計図	○ 機械器具一覧表（昇降機設備、し尿浄化槽等含む）	① 冷暖房空調工事は出来るだけ一枚にまとめる。 ② 主要機器については、構造、寸法、能力、動力数量、制御方式、設置場所、附属品、仕様等を明記する。
		○ 工事概要	
		○ 敷地案内図	
		○ 配置図	1/200～1/500 屋外配管図、勾配図を併記してもよい。
		○ 各階平面図	1/100～1/200 原則として各階ごとに原図1枚とし特に1階は屋外配管、別途工事等の関係を明確にする。

実施設計	設計図	○ 各部詳細図	1/20～1/50		
		○ 配管ダクト系統図	主要配管、ダクト等の系統を明確に表現する。		
		○ 動力操作盤		①	特に電気工事との施工区分を明確にする。
			○ 自動制御計測図		②
	設計	○ 設計計算			
	積算	○ 積算明細書の作成			
	備考				
	1	改修前後を対比した図面を作成すること。			
	2	建築、電気設備、機械設備との工事区分を明確に表現すること。			
	3	現地状況を考慮した仮設計画図・概略工事工程表を作成すること。			
	4	設計図の作成は、おおむね上表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してよい。			
	5	この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、適宜補正してかまわない。			
	6	図面の大きさは、A 2 版を標準とする。			
	7	各図面の縮尺については、記載縮尺を標準とする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて適宜補正してかまわない。			

設計業務等委託料

令和7年度 中学校施設整備事業

松賀中学校増築及び改修設計業務

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
直接人件費						
	新築設計	1	式			
	改修設計	1	式			
諸経費						
	新築設計	1	式			
	改修設計	1	式			
技術料等経費						
	新築設計	1	式			
	改修設計	1	式			
特別経費		1	式			
	現地調査費	1	式			
	RIBC使用料	1	式			
	地質調査費	1	式			
	アスベスト調査費	1	式			
	小計					
業務価格		1	式			
消費税等相当額		1	式			10%
設計業務等委託料		1	式			

地質調査費内訳別紙明細書

地質調査業務 13m × 5 箇所

名称		仕様	数量	単位	単価	金額	備考
① 間接調査費	足場仮設費		5	箇所			
		平坦地足場					
② 直接調査費	機械ボーリング		65	m			
		φ66 砂・砂質土					
	標準貫入試験		65	回			
		φ66 砂・砂質土					
	小計						
③ 印刷製本費等	印刷製本費		1	式			
	施工管理費		1	式			
④ 検定費			5	本			
⑤ 諸経費			1	式			
合計	①＋②の小計＋③＋④＋⑤						

(令和6年度)

施設の配置図

縮尺

1/1200
0 10 20 30 40 50 m

B4

学校名

松賀中学校

調査番号

(都道府県)

(市町村)

(学 校)

整理番号

645

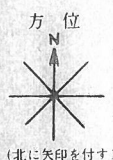
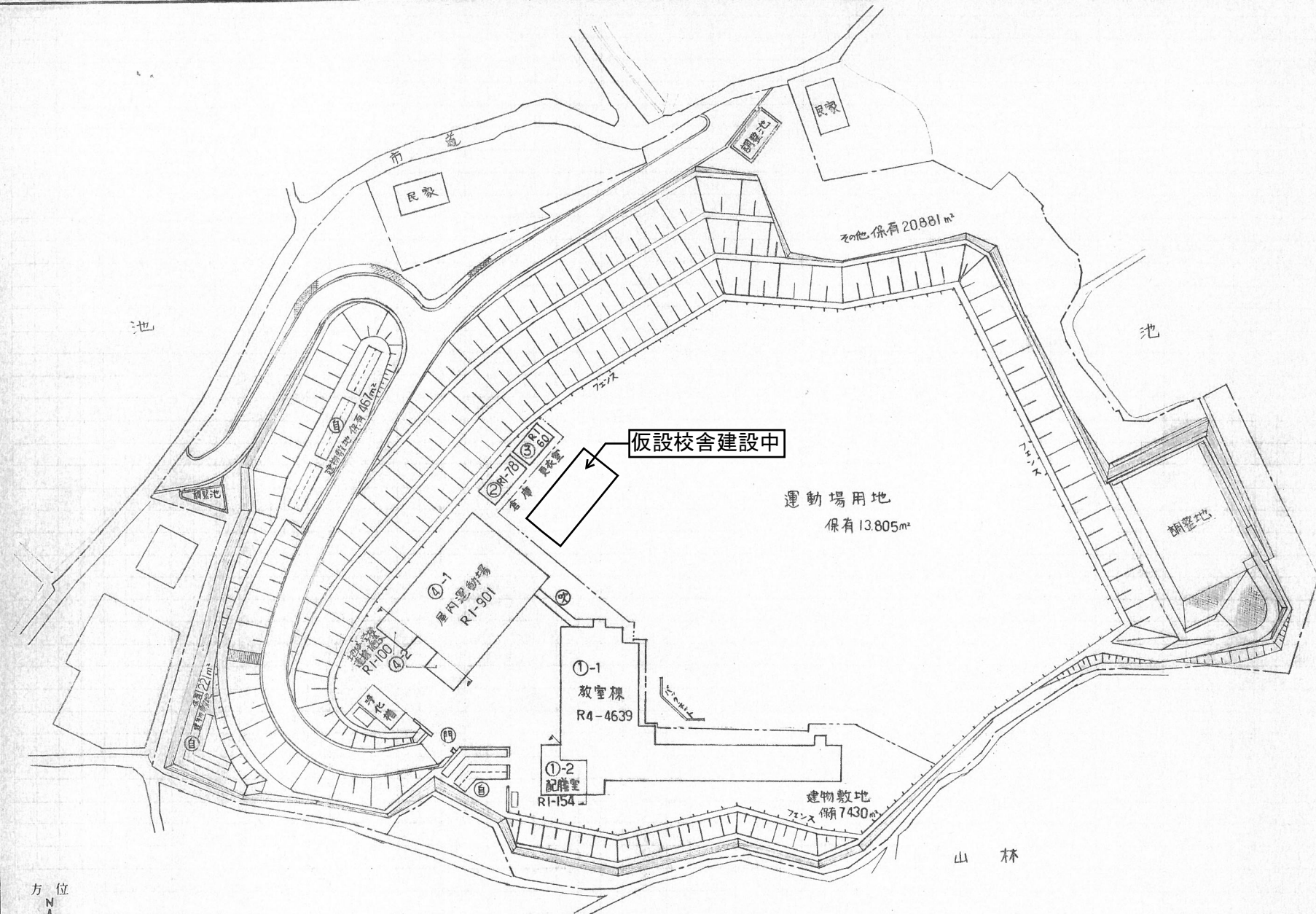
凡 例

建 物

- ① 未とりこわし建物
- ② 危険建物
- ③ 借用建物
- ④ 一時使用建物

建物以外の工作物

- ① 正門
- ② 吹き抜けの渡り廊下
- ③ 自転車置場



参考図

(令和6年度)

平面図

縮尺

1/600
0 10 20 m

B4

学校名

松賀中学校

調査番号

(都道府県)

(市町村)

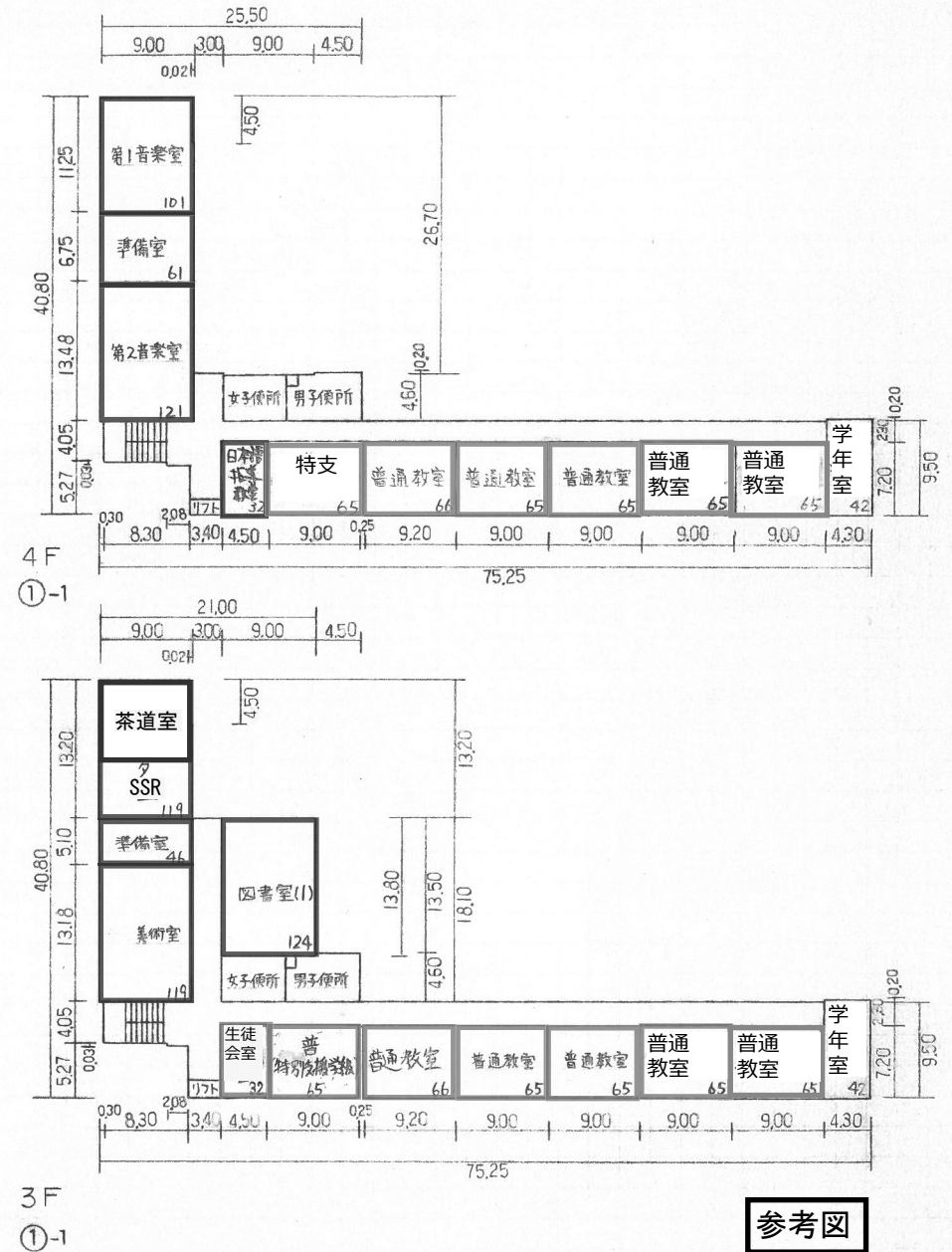
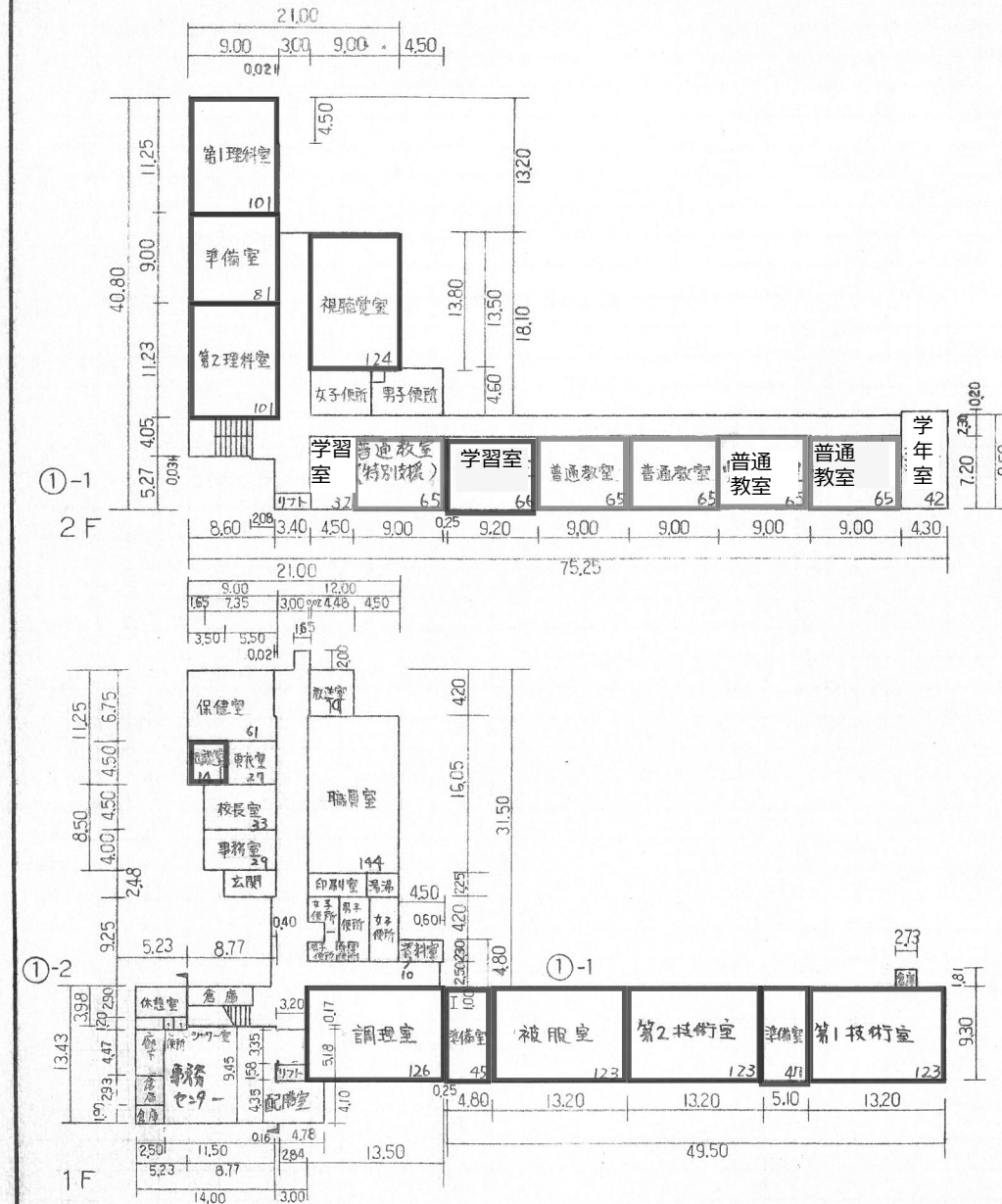
(学校)

整理番号

342124374

645-1

645-1



参考図